

白砂青松 の誕生

特集 白砂
青松

長谷川成一

日本近世史

本年七月、同月二十日の海の日を記念し、景観や自然環境が保全された全国の美しい渚を選ぶ「日本の渚・百選」が決まり、大日本水産会などで作る選定委員会が発表した。選ばれた百か所には、湖や溜め池も含まれているが、大多数が千葉県の九十九里浜のような海岸で、生態系保全のための努力がなされている点や、地域社会との関わりを考慮して選ばれた。右の背景には、古

来、海浜とその松原の織りなす名所・名勝の姿として広くイメージされてきた「白砂青松」の風光が、開発と環境の変化によって、近年大きく変貌しようとしている現状が横たわっている。

ここでは、列島の中に散在する「白砂青松」の景観、言い換えると日本三景や本朝十二景と称揚された景観に関する認識が、いかにして形成され、その景観論のバリエ

ーションはいかなるものであったのか。さらに、これらの優れた景観の多くが江戸時代にあつて破壊の危機を回避し、また景観保存の措置がとられたのは、いかなる歴史的な事情によるものであったのか、等について明らかにしてゆきたい。



白砂青松の
成立

柳田國男は、「草木と海と」(大正十五年刊)のちに「雪国の春」へ収録)において、「白砂青松といふ類の先入主を離れて、自在の海的美を説く必要がある」と述べており、海浜の美しい風光を語る際には白砂青松の観念から自己解放することが、マンネリズ

ムの穴から飛び出すことになる、とさえ言っている。

近代の人々にとって、名所を語る際の常套句になっていた「白砂青松」の語句は、それではいつの時期から使われるようになったのであろうか。四字揃った用例としては、前近代には特に見当たらないが、白砂は建長六年(一一五四)成立の『古今著聞集』に、「白砂之上」と見え、青松は慶長八年(一六〇三)刊行の『日葡辞書』にXeixo(セイショウ)と見えるのが最も早い例であるらしい(なお白砂も『日葡辞書』にFouxaハクシャとみえる)。したがって、白砂と青松の語の成立に約三百年ほどの隔たりが存在したとすれば、「白砂青松」の語句は、早くとも江戸時代にいたって成立、若しくは使用されたと考えられる。しかし中世を通じて、優れた景観を表現する言葉として、類似した形容が全く存在しなかったと断定するのは早計ではなからうか。

前記『古今著聞集』巻第十一には、宮中で蹴鞠をおこなう前庭の光景を描写して「白砂之上、緑樹之景」と記述している。この表現は、今まで述べてきた海浜に位置する名所の景観を示しているわけではない。しかし、『古今著聞集』より少し前の貞応二年(一一三三)頃に成立したといわれ、著者は鴨長明とも源光行ともいわれる『海道記』に、「浜路を過ぎ行くだにも、白砂、松おもしろく見ゆ」とみえる。京都から鎌倉への紀行の途中、海浜の景色を形容するのに、白砂と松という後世とほぼ同様の構図で叙述してあるのを見れば、中世の人々も東海地方の海浜の景観は、白砂と松に代表されると考えていたと見て支障なからう。

ただし、江戸時代に入って、名勝の景観を記すものとして白砂青松の表現が人口に膾炙していたのか、といえは、管見の限り

名所の
成立と名所
論の展開



●大淀三千風の「本朝十二景」

ではほとんどみかけることはない。情景を構成する重要な要素として余りにも当然であるがために、文人墨客達はわざわざ記すことを回避したのかもしれない。近世後期の地誌書『京華要誌』は、丹後国天橋立を紹介して「智恩寺の近傍まで突出せる一条の長洲にして、(中略)青松疎に其間に並列して」とあり、天橋立の天下に誇る白砂青松の姿を余すことなく表現している。

このように見てくるならば、列島の名所・名勝の景観を形容する語句としての白砂青松は、語句の成立自体は別として、恐らく中世より名所の概念を構成するものとして通用していたと思われる、江戸時代に入つて紀行文や名所記あるいは地誌書に景観を説明する文言として白砂と青松は用いられるようになったのである。

江戸時代は、中世とは比較にならぬほど旅人が諸国を往来する時代であった。そのよくな人々に対する旅の案内、若しくは見るべき有名な名所に関する名所記などの手引書が、初期より作成され、後期に入るとそれらが数多く板行されて広く読まれるようになり、国内の名所に関する関心は次第に高まった。そのような気運のなかで、国内の名所をランク付けして「日本三景」、若しくは「本朝十二景」として数え上げることがおこなわれるようになった。名所の成立である。

そのなかで最も早く日本三景を論じたのは、儒学者の林春斎であった。春斎の『日本国事跡考』には、十七世紀前半の寛永末年に「松島、天橋立、安芸厳島」が「三処奇観」として掲げられており、周知のごとくこれらはいずれも白砂青松の景観を誇る名所地である。次いで「本朝十二景」として国内の名所をランク付けしたのは、天和三年(一六八三)に天橋立を訪れた、当時としては第一級の俳諧師大淀三千風であった。

大淀三千風の主張する十二景とは、次のようなものであった(地図を参照されたい)。

- ① 田子の浦 ② 松島 ③ 箱崎 ④ 天橋立
- ⑤ 和歌の浦 ⑥ 鳩湖(琵琶湖)
- ⑦ 厳島 ⑧ 象潟 ⑨ 朝熊 ⑩ 松江 ⑪ 明石 ⑫ 金沢(武蔵)

(地名は一部書き改めた)

右に見えるように、三千風は名所の第一位は田子の浦と位付けし、日本三景の松島は第二位、天橋立は第四位、厳島に至つて

は第七位とした。前記林春斎の日本三景論と比較して、実際に行脚して秀抜な景観に接した三千風の自負がここには読みとれるが、ランキングの基準ないし根拠について言及するところが見当たらないのが残念である。三景論が当時絶対的なものでなかったことは、お分かりであろう。十二景論は、三千風一人の見解ではなく、十八世紀後半、諸国を旅行した京都の豪商白井塘雨の紀行文『笈埃随筆』にも、ランク付けはしていないものの、三千風が掲げたと同じ地名を列記している。

江戸時代前期の儒学者で博物学者としても知られる貝原益軒も、日本三景論に疑問



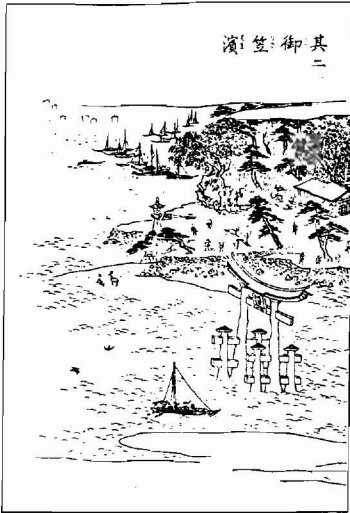
富士山全景
大原益軒



白砂青松九月遊脚
吉原柳屋夏葉集 原五三郎

●『日本図会全集 東海道名所図会 下巻』より「富士山全景」(昭和3年、日本随筆大成刊行会)

②「日本図会全集 芸州厳島図会」より
「本社 客人社」と「其二 御笠浜」
(昭和4年、日本随筆大成刊行会)



を呈した一人であった。彼が高野山・和歌山方面へ旅行した際の紀行文『己巳紀行』の南遊記事では、日本三景のうち松島はまだ見ていないが、和歌の浦の景観は安芸の厳島、丹後天橋立を凌ぐものがあり、自分が実見した名勝のなかで最も優れたものである、と述べている。

江戸時代の文人達のなかで独特の名所論を展開したのが、地理学者で全国各地を旅行した古川古松軒であった。彼は『東遊雑記』のなかで、次のように主張する。天橋立・厳島・松島をもって日本三景とする昔からの考えは、愚眼の持ち主の言うことであり、実際に見聞した経験に基づいていうならば、富士山・田子の浦・清見ヶ関・美徳ヶ崎の風景が日本第一位である。それに続くものとして、四、五目下に位置するのが松島、さらに九目下って薩摩の坊津の海岸及び天橋立が来て、以下、箱崎、須磨・明石、出羽象潟、厳島、和歌の浦、薩摩桜島、伊勢二見ヶ浦、琵琶湖の浦々、陸奥岩木山の雪景、難波津の景色など、これらはいずれも世間の人々の好みによるもので優劣をつけがたい。しかし何といても山は富士山、景色においては松島に並ぶものはない。

古松軒は、基にたとえて国内の名所を列挙し、それに等級をつけているが、幕府巡見使と共に全国を旅行しての認識であるだけに、説得力をもつ。また三景に数え上げられるのは、それなりの原因があつて、例えば、薩摩の坊津や桜島には西行や能因、芭蕉が行脚した形跡がなく、和歌や俳句に詠まれて広く世間の人々に知られることがないためであるという。確かに、古来、名所とは、和歌に詠まれることで歌枕の地として、名所(なごころ)のステータスを獲得する一方、和歌に詠まれることのない景勝地は旧跡と称された(『新編大言海』)。古松軒の主張は、いかに秀逸な景色であっても、古人の和歌や俳句に詠み込まれた歌枕の地でなければ、広く名所として認められないという不合理性を指摘するものであつた。

実地踏査に基づいた合理的な古松軒の名



③古川古松軒
(谷文晁「近世名家肖像」より)

所論は、確かに江戸時代にあつては特異なものであつた。全国を行脚した修験者野田成亮は、文化十一年(一八一四)に天橋立にいたつて、さすがは「日本三景の一つ」だと、旅行記『日本九峰修行日記』に記した。野田にあつても、三景論に強くとらわれていたことが判明する。しかし、三景論が根強く存在する一方、古川古松軒のような、ある意味では近代的な合理性と科学性をもつた、新たな名所論の展開がみられたのである。先述した柳田の主張する、白砂青松の言葉に象徴される、マンネリズムの景観論を克服する目と芽が近世に生まれたのである。



江戸時代、多くの名所・名勝の景観は、それを守ろうとする人々と、一方で開発を推進しようとする人々との間に、いろいろな軋轢を生じてきた(江戸時代の名所の景観をめぐる歴史的な各事件については、拙著『失われた景観——名所が語る江戸時代』吉川弘文館、一九九六年刊を参照されたい)。また戦国期以来、築城などを通じて長足の進歩をみた土木技術によって、川除普請



●「紀伊国名所図会」より「和歌浦」(和歌山県立図書館蔵)

(河川の治水、堤防築造)や新田開発が大々的に行なわれ、十七世紀は「開発の世紀」とさえ呼ばれ、列島は開発の時代に突入した。このようななかで、白砂青松の言葉が示す通り、多くの名所が存在するのは天橋立や和歌の浦、象潟などに代表される、海浜、潟——ラグーン——、河川の河口に広がる洲などであり、山野河海、なかでも河海であった。近世の土木技術をもってすれば、これらの河海は、初期にあっても容易に干拓、若しくは田地へ転換することは可能であり、その意味では名所の景観は、技術の発達によって、十七世紀前半にあつて危機に直面していたといつても過言ではない。しかし、前記のように開発の世紀と呼ばれた時期にあつても名所・名勝の景観は、保存管理され、むしろ和歌の浦のように紀伊和歌山藩の手で整備された地もあつた。同様に出羽本荘藩においては、領内にある出羽国随一の名所象潟の景観の保全に、藩自身元禄期から乗り出し、新田開発を厳しく規制する姿勢さえ示していた。

それでは、江戸時代の領主達が河海を開発を自制した理由は、どこに求められるであろうか。近世にあつては、大名領内の山野河海は、潜在的には徳川將軍のものであり、個別領主に所属するものではないという観念が存在した。すなわち近世の山野河海は、大名・旗本へ幕府が授けた知行の外にあつて、公儀¹幕府が支配するものであるとされていた。具体的には、享保七年(一七二二)の幕府の令達によれば、海浜、洲、河川はあくまでも公儀のものであつて、公儀の許可なく開発はできないことが再確認されている。したがつて大名領主が、領内の河海を幕府の許可なく開発することに規制の網がかかっていたのであつて、山野河海の法が領主達の乱開発を未然に防止す

るシステムとして機能していたといえよう。わが国におけるこのような山野河海に関する国家的な認識が根底にあつたからこそ、山野河海に多く存在する名所の景観が、時の支配者によるみだりな開発の危機にさらされることなく、守られてきたのである。しかし幕藩体制も後期に入り、幕府自体の財政窮乏が顕著になるに従つて、開発可能な直轄領などで隣接する領主の開発権を否定してまでも、幕府が開発を強行するようになった。山野河海の法の弱体化が見られたが、それでも江戸時代の名所の白砂青松は、この法で守られることが多かったのは否定できない。開発と景観の保全は、時の支配権力と民衆、開発を進めるものと保存を主張するものとの間で、緊張関係を生じさせた。しかもこれは、優れて現代的課題にも通じる性格の問題でもあつた。

古来、山紫水明の地と謳われた景勝地は、二十世紀も末にいたつて惨憺たる状況下にある。巖島は生活雑排水によって大量に発生したアオサが海底の砂地を覆い、清浄な海の景色が損なわれているという。松島は、打ち寄せられた養殖の海苔棚の残骸が浜辺に散乱し、天橋立は波浪の浸食を防ぐために突堤を築いた結果、景観に変容を来しているという。このほか松食い虫の被害や気候の変動によつて植生が変化し、景観に著しい変化が生じたという報告が各地からなされている。白砂青松の危機である。失われゆく景観を保全し、この危機を克服するのは容易ではないが、列島に住む我々こそが問題を直視し、先人の知恵に学んで、白砂青松の景観を次の世代へ継承してゆく義務がある。このように考えるのは、私人のみではあるまい。